

陳 情 一 覧 表

令和5年3月盛岡市議会定例会（令和5年3月27日）

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
2	R 5 . 3 . 17	庁舎内における職員への政党機 関紙の勧誘・配達・集金を自粛す るよう求める陳情	<u>盛岡市西青山3-39-21</u> 岩手を明るくする会 代表 <u>千葉 聡</u>
3	R 5 . 3 . 20	盛岡市議会に提出された請願・陳 情等の議会ホームページでの公 開を求める陳情	<u>盛岡市山岸3-36-15</u> 政策立案有志市民会 <u>安部 茂樹</u>

陳情第 2 号

盛岡市議会議長
竹田 浩久 殿



令和5年3月10日

岩手を明るくする会
代表 千葉聡



岩手県盛岡市
電話番号

庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

陳情理由

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されています（添付資料参照）

その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が購読している（させられている）ことに驚愕しました。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くにのぼったというのは、極めて深刻な状況です。新聞報道によると、全国自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんあるようです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはなりません。ところが、全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた（断れないので有料購読している）」という実情が報じられていることから、**盛岡市役所**においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にすると共に、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消して頂きたい。

陳情項目

- ①住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報や預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにしてください。
- ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、読みたい方は自宅を配達先として、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底して頂きたい。
- ③議員の皆様は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけないようにする。
- ④職員が声をあげにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査する。（金沢市の事例参照）
- ⑤職員が議員による政党機関紙勧誘に「圧力を感じている」事実が明確ならば、それはパワハラにあたります。また、職員が勧誘を拒否したり、購読を辞めた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようです。声をあげにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなどご対応頂きたい。

庁舎内における職員への政党機関紙の
勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

陳情書 添付資料

- ① 政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査
川崎市
- ② 勧誘時に心理的圧力79%（金沢市調査）
日刊紙 世界日報
- ③ 庁舎内の「赤旗」勧誘禁止（狛江市議会）
産経新聞
- ④ 市管理職の8割購読（藤沢市、茅ヶ崎市）
産経新聞
- ⑤ 市役所職員による告発（福島県内自治体）
政経東北
- ⑥ 日本共産党の赤旗工作指示書（東京都）
日本共産党内部文書
- ⑦ わが党はハラスメントの根絶を掲げている政党だ。
この問題（パワハラ）をあいまいにしてはいけない。
しんぶん赤旗
- ⑧ パワハラによる「赤旗」押し売りの陰湿
月刊WILL

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果

※ 設問の趣旨に沿った回答を集計したもの

調査票配布件数 3,687件
 調査票回収件数 2,903件（回収率 78.7%）

問1 本市の市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 1,154件（39.8%）
 ない 1,715件（59.1%）
 無回答 34件（1.1%）

問2 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。
 市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますか？

		<単純集計値>
ある	891件（77.2%）	897件（72.6%） 339件（27.4%）
ない	255件（22.1%）	

※ 括弧内の数は、問1で「ある」と答えた1,154件に対する割合を表す。

問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。
 その政党機関紙を購読しましたか？

		<単純集計値>
購読した	587件（65.9%）	635件（62.4%） 383件（37.6%）
購読を断った	320件（35.9%）	

※ 括弧内の数は、問2で「ある」と答えた891件に対する割合を表す。

問4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。
 購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか？

		<単純集計値>
ある	139件（43.4%）	169件（37.2%） 285件（62.8%）
ない	181件（56.6%）	

※ 括弧内の数は、問3で「購読を断った」と答えた320件に対する割合を表す。

問5 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。
 その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）

		<単純集計値>
係長級	548件	682件 301件 296件 62件 10件
副主幹	253件	
課長級	256件	
部長級	56件	
局長級	7件	

※ 重複回答及び無回答があるため、各設問中の割合の合計は100%にならない。

※ <単純集計値>の数値は、チェックされている箇所すべてを集計したもの。

上記は、川崎市が機関紙勧誘に関する市職員アンケートを実施したもの（2003年）。77.2%が勧誘時に圧力を感じていた。調査を受けて現在は、最小限の政党機関紙を公費で各党平等に購読し、執務室での個人購入は禁止にする等、状況は改善されているという。

世界日報

発行所
◎世界日報社

本社
東京都中央区日本橋茅場町
1-5-2-5階
郵便番号 103-0025
電話03(3476)3411
FAX03(3476)3426
郵便振替口座 00170-6-40360
◎世界日報社 2019

台湾との貿易・技術提携・投資相談
遠東国際貿易株式会社
代表取締役社長 林 不繼
本社 東京都中央区日本橋区本町一丁目15番1号
支社 台北、香港、シンガポール、上海

03(3941)0082
FAX03(3941)0032

世界日報HP
http://point.jp
http://www.worldtimes.co.jp
購読のお申し込み
電話0120(72)1709
FAX0120(76)6043

金沢市、幹部職員に政党機関紙調査

金沢市は2月19日から28日まで、課長補佐級以上の一般職667人に対して、市議から庁舎内で政党機関紙の購読動向を受けたことがあるか、などを尋ねる無記名調査を行い、このほど結果を公表した。山野之義市長が調査に踏み切ったのは、平成28年3月以降、全市議に「政党機関紙の購読動向に当たって公務の中立性・公平性を保つための配慮を求める文書」(以下、文書)を推進したものの、一向に改善の兆しが見られなかったため。金沢市の場合、該当する機関紙は共産党「しんぶん赤旗」と社民党の「社会新報」である。

政党機関紙の購読・貯蔵行為は庁舎等管理規則で禁じる。5%。「ある」と回答したうち、「勤務の際に心理的圧力を感じた」と答えたのは171人(8.8%)に上った。この問題は、平成27年6月、同氏は、係長職764人から無作為に選んだ100人から電話調査。その結果、課長級を後押ししたと言えよう。

金沢市が実施した質問は、①これまで市議から庁舎内で政党機関紙の購読動向を受けたことがあるか、②購読動向を受けたのは(山野市長が議長に「文書」を提出した後の)2016年3月以降のことか、③と質問したことに端を発する。



山野之義市長



坂本泰広市議

市長、市議らに改善要請へ

議会では、坂本泰広氏(自民)が「全国各地の市役所庁舎内で、政党機関紙の購読動向を受けたことがある」と答えて、議員、元議員、・実金・配布が議員、元議員によって行われている実態が「ある」と答えている。と質問したことに端を発する。山野市長は「本市の正確な状況把握していない」と答弁。9月議会でも「調査までは実施しない」としながらも、翌年2月から毎年、市長名で議長を通じて全市議に「文書」を推進。今回、調査

667人のうち537人が「市議に庁舎内で政党機関紙の購読動向を受けたか」との問いに「ある」と答えたのは217人(40.4%)。また、坂本市議が昨年12月



職員への政党機関紙調査が行われた金沢市役所

以上の職員の87%以上の購読が判明。購読者の約85%が議員からの勧誘によるもの、うち45%の人が圧力を感じ、しかもその全員が「断りにくい」と感じていたと伝えた。合わせて、市議に届いたある職員の手紙を読み上げた。「大学に通う子供を抱えているのに、無駄な支出が増え、いい迷惑だ。彼らが反対している家庭ごみ有料化よりもはるかにお金がかかります。家庭ごみ有料化でこみは減りますが、政党機関紙はこみを増やすだけです」。さらに、議員の個人名、そして複数の政党機関紙名を挙げた上で「はつきり」と「ハワハラを受けている」という悲痛な訴えを紹介した。上で、坂本市議は「3254人の本市職員を守れるのは、山野市長、あなただけ」と追ったのである。これに対して山野市長は「(心理的)圧迫を受けた職員に対して、私の立場からすると

NEWS クローズアップ

庁舎内の「赤旗」勧誘禁止

狛江市「政治的中立疑われる」

狛江市役所庁舎内で共産党所属の複数の市議員が市職員に対し党機関紙「しんぶん赤旗」の購読勧誘や配布、集金をしているとされる問題が19日、市議会総務文教委員会で審議された。市総務部長は、長年慣習として行われてきたと認め、「(市の)政治的中立が疑

われかねないので、庁舎内での勧誘、配布、集金は原則禁止しなければならないと考えている」と述べ、今後職員らに徹底させると明言した。

この日、市職員に対する「しんぶん赤旗」の勧誘状況などを市に実態調査するよう求めた市民の陳情を審

議した。辻村智子市議員(市民)が独自の調査結果として、20年以上前から共産党による庁舎内での勧誘や配布、集金が行われてきたと複数の管理職らが証言していると指摘。「特に人事異動の際に勧誘が強くなり、職員は立場(市議から)勧誘を断れない実態があ

る」と述べた。

市総務部長は「慣習もあり、個人の契約に基づいて集金が行われていると解釈してきた」と説明。その上で、「庁舎内での行為は政治的中立を市民に疑われか

ねない。今後こうした行動は遠慮してほしいし、職員にも指示していきたい」と述べた。

実態調査を求めた陳情は採択されず継続審議となった。

産経新聞 (P23 東京版)

平成30年6月20日付

共産市議の赤旗勧誘 藤沢・茅ヶ崎で禁止陳情採択



藤沢市役所では政党機関紙の勧誘などが禁止された

言葉巧みに持ちかけ 市管理職の8割購読

全国の自治体で「タブー」とされてきた共産党の地方議員による自治体職員に対する同党機関紙「しんぶん赤旗」の購読勧誘問題。県内で今年に入り、藤沢市議会と茅ヶ崎市議会で相次いで、市庁舎内での購読勧誘・配達・集金を行わないよう求める陳情が採択され、市職員が管理職に昇進した際、言葉巧みに購読勧誘を持ちかけるなど、議員の立場を利用した「手口」も明らかになってきた。庁舎内での赤旗勧誘を問題視する動きは全国規模で拡大しつつあるとみられ、阿市の取り組みに注目が集まりそうだ。

タブー破り全国規模で問題視

2月23日午前、藤沢市議会の委員会室には市民ら10人が詰めかけ、ある陳情の審議を固唾をのんで見守っていた。昇進をきっかけに陳情の内容は、市庁舎内での政党機関紙の勧誘・配達・集金の禁止のほか、市職員が購読を強制され、拒否した場合でも不当な嫌がらせを受けないように相談窓口の設置を求めたもの。赤旗の場合、購読料は日刊紙で年間約4万2千円、日

購読でも年間約1万円に上るなど、職員の経済的負担も看過できないのが現状だ。市側は「(共産市議より)勤務中や昼休み中に集金が行われている」と現状を報告。審議では、公明市議の独自調査として、管理職に昇進した市職員をターゲットとして、共産市議らが「昇進おめでとう」や「さいます。つきましては赤旗を購読していただけませんか」と言葉巧みに勧誘していたという。その結果、約500人の管理職のうち、

しんぶん赤旗 昭和3(1928)年に創刊された日本共産党中央委員会が発行する日本語の日刊機関紙。日刊紙のほかにも別建ての日曜版「しんぶん赤旗」や視覚障害者向けとして、点字「しんぶん赤旗」などもある。



茅ヶ崎市役所内での政党機関紙の勧誘などの禁止を求める陳情が市議会で採択された

あすのこよみ

(30日)
旧4月16日
《先勝》



月齢	14.6
日出	4:28
日入	18:50
月出	19:20
月入	4:58
満潮	4:34
	18:07
干潮	11:25
	23:43
大潮	(東京)

7/8割は赤旗を購読しているとの実態が、暴露された。その上で「管理職になれば(共産市議と)良好な関係を保ちたいとの思いを抱き、断りたくても断れない状況だ。市は放置すべきではない」(公明市議)と追った。

共産市議は「(陳情は)赤旗購読をやめさせる攻撃だ。政治活動を制限することはできない」と反論することになり、断じて許すことはできない」と反論するも、採決では4人が賛成し、反対は共産党を含む3人にとどまり、趣旨了承された。

端緒は実は鎌倉市

赤旗勧誘問題をめぐっては昨年、兵庫県加古川市や青森県むつ市でも発覚し、全国の自治体で慣例化しているとみられている。問題の端緒は、鎌倉市議会、共産市議らが市庁舎内で赤旗購読を勧誘する状況が30年以上継続していることが明らかになったことだ。市庁舎内では赤旗約500部が配布されていたが、平成26年度から一職務の中立性」を理由に執務室内での政党機関紙をはじめとした物品に絡む勧誘などの行為を全面禁止。同様の管理規定を設ける自治体も増えている。

「出前駄目」に疑問

茅ヶ崎市議会でも3月、同様の陳情が提出された。同月16日の総務常任委員会では、市庁舎内で物品販売などを行う場合、庁舎内管理規則に基づき市の許可を受ける必要があるが、「機関紙の勧誘などに関しては対象外だった」(市当局)と説明した。これについて、保守系市議からは「庁舎内で赤旗の配達・集金が行われているのなら、宅配ピザだって頼めるはずだ。なぜ赤旗はOKで、出前は駄目なんだ」と疑問を呈する声も上がった。市側は「市民に誤解を与えないようにする」と回

答した。採決では自民党や公明党の会派による賛成と、共産党会派などによる反対がともに3人の同数となったが、委員長の判断で採択。1年以内に市に対して経過報告を求めるという。端緒は実は鎌倉市

政経東北

匿名書簡を差し上げて誠に恐縮しておりますが、日本共産党関連の話ですので、情報漏れによる報復を避

資料

政経東北（平成29年9月号）「特集：政党機関紙『役所内勧誘』の実態」に掲載された、福島県内の市役所職員による投書

けたい事情がありますので、ご容赦をお願いいたします。

さて、貴誌（政経東北）7月号に掲載された記事「政党機関紙『役所内勧誘』の是非」を拝読しました。実は、私は福島県内の地方公務員（管理職）ですが、おそろくどの役所においても同様なことが行われていると思っておりますが、市町村議会においても他政党にまで売りつけていたとは驚きでした。

地方公務員への「しんぶん赤旗」販路拡大につきましては、日本共産党議員は、役所内で管理職に昇進した職員がいると、すぐにやってきて「しんぶん赤旗」の購読を迫ります。業務上の参考になるからと勧めますが、下手に断ると議員活動等で何らかの嫌がらせを受けるのではないかと思います。やむを得ず購読しているという実態です。さすがに、口利版までとは言ってきませんが、党勢拡大を狙った日曜版の読者拡大が狙いです。これは公務員の弱みにつけ込んだ押し売り以外の何物でもありません。

日本共産党は弱者の見方といつ

つも、公務員の弱みにつけ込んだ手法で自分のノルマを果たしているのでしょうか。しかも、日本共産党議員は、公務員の勤務時間中に職場にやってきて、勧誘、配達、集金を行っております。庁舎内での営業許可を取得しているかどうかは分かりませんが、政治的中立を求められる公務員に自らの政党機関紙を売りつけ活動資金にしているのです。個人の政治信条に反していても購読せざるを得ず、それが共産党の資金源になっていることは耐え難いと感じている公務員が大多数であると思われるます。同記事の中、須賀川市役所は「福

利厚生」の一環として営業活動を認めているとのことですが、信じがたい答弁です。市役所も日本共産党の報復を恐れているのでしょうか。

2017年6月21日付の河北新報（社会面）に、青森県むつ市役所の管理職で「しんぶん赤旗」を購読している管理職は4割と報道されておりましたが、全国の都道府県庁、市区町村役所の本庁については、8割を超えているのではないかと印象です。それぐらい我が職場における日本共産党の押し売り営業はひどいものがあります。

4月異動の対策と実務処理について (案)

2002・3・19

都庁委員会機関紙部

1、4月幹部異動規模と特徴

278人

280

4-11-1

2、管理職異動工作について

- (1) 退職及び本庁舎から出先転出読者 — 継続工作 (自宅、職場)
- (2) 出先職場から本庁舎転入者 — 拡大工作
- (3) 本庁舎内未読者 — 拡大工作
- (4) 本庁舎内異動 (ポスト異動) — ポスト自動切替 (機関紙部、出張所で処理)

上記内容で工作する。

3、管理職の定期異動に伴う読者の実務処理

(1) 読者の実務処理は、“カード”によらず“異動名簿 (都当局作成一別紙処理表参照)”をもとにコンピューター処理をおこなう。

- ① 事務局では、異動名簿をできるだけ早く入手出来るよう要請する。 278
- ② 党委員会は、この名簿に以下のチェックと記入をおこなう。

チェック — H・N・議会と自治体の読者 (H) (N) (キ)

- 新宿庁舎より外部へ異動する読者 (▲)
- 新宿庁舎内部で他局に異動する読者 (○)
- 事業所から新宿庁舎内に異動する者 (□)
- 局内で異動する読者 (局)
- 新宿庁舎内の非読者 (非)

記入 — (△) (□) (非) については、現職場の電話番号を記入 (党委員会)

- ③ 党委員会は、②の記入をした名簿 (別紙参照) を、すみやかに事務局に届ける。
- ④ この名簿にもとずき、(△) (□) (非) について議員に購読または継続の工作をしてもらう。
- ⑤ 工作の結果、読者または継続読者となった者については、事務局で、名簿にH、N等の記入をする。事業所または自宅での購読者となった者については、さらにカード化する。

なお、名簿上では、庁舎内の職場が不明確な場合 (例えば、福利厚生事業団や総務局●A指導担当など) は、職場個所を名簿に記入し、事業所の所在が不明確な場合 (例えば、公園協会、生涯学習文化財団等) は、具体的な職場をカードに記入する。

松崎いたる・板橋区 @itallmatuzaki · 2022年8月26日
返信先: @haghag1203さん
だいぶ以前から公務員への赤旗拡大工作が組織的に行われています。

(上記)日本共産党内部文書(庁舎内職員への赤旗工作指示文書)及び(下記)赤旗の説明文は、元共産党議員の松崎いたる氏のツイッターより掲載
※内部文書原本のコピーにつき、不鮮明な部分があります。
管理職人事を事前に把握しての組織的勧誘がマニュアル化されています

松崎いたる・板橋区 @itallmatuzaki · 2019年12月6日
日本共産党が厚べい・廃棄を指示した内部文書——東京都庁の幹部職員に対する赤旗購読勧誘工作の実務指令書。
全国の役所内で毎年3月から4月の異動時期には同様の「工作」が行なわれています。

4月異動の対策と実務処理について (案)
2002・3・19
都庁委員会機関紙部

「しんぶん赤旗」日刊紙を読みます

- 「しんぶん赤旗」とくに、日刊紙を読むことは、党员として希望をもって生きていく力の源です。日刊紙は、安倍政権の暴走、野党共闘、国民の運動など、政治・社会の真実、日本共産党の政策と活動を報じています。
- 日刊紙は月3497円(税込)です。家計が苦しくても、支部で相談して購読できるようにしましょう。電子版(同額)もあります。

申し込み

記者募集・見学会

主張とコラム

電話相談

キーワード

PRグッズ

PC スマートフォン アプリ

しんぶん赤旗電子版 Akahata digital edition

電子版のお申し込み

日刊紙が全ページ読める 過去1年分の検索ができる

いいね! 158 シェアする 5 ツイート LINEで送る

2022年11月15日(火)

田村政策委員長への言動

小池書記局長 パワハラと認め謝罪

「深刻な反省と自己改革が必要」

日本共産党の小池晃書記局長は14日、国会内で記者会見し、田村智子政策委員長に対して行った自らの言動について、同日の常任幹部会で自己批判、相互批判を行ったことを報告し、「会議での私の言動はパワーハラメントそのものであり、あってはならないことだった。私自身の品性の上での弱点があらわれたと自己総括している。二度と再び繰り返さないために、深刻な反省と自己改革が必要だと肝に銘じている」と述べました。

小池氏は会見で、問題の言動があった経緯を報告。全国地方議員・候補者会議（5日）での報告者を務めた小池氏が、報告で候補者の名前を間違えて発言し、司会の田村氏が間違いを訂正した際、小池氏が田村氏に近づき「訂正する必要はない。ちゃんと読んでいる」などと強い口調で叱責したと説明しました。

小池氏は、これが「パワーハラメントそのものであり、あってはならないことだった」と自己批判するとともに、対応が遅れたとの指摘には、「自らただすことができず、批判が寄せられた結果、パワハラという認識に至った。時間がかかってしまったことも反省点として申し上げたい」と表明。常任幹部会で小池氏を党規約49条に基づく警告処分とすることが決定されたことを報告し、「警告処分は当然だ。全力で職務にあたっていきたい」と述べました。

小池氏は13日にツイッターに「威圧的な言動をとったことを深く反省」「田村さんには会議後に謝罪しました。ハラメント根絶を目指す党の一員として、今後絶えず自己改革に努めます」と投稿していました。

記者との一問一答

記者会見での記者との一問一答は次の通りです。

記者 小池氏が間違っていたのに、それは違うと指摘したことがハラメントなのか。

小池 そういうことではない。私の指摘が間違っていたことも問題だが、同時に、ああいう会議の場で強く叱責するような形で物を言った。田村さんの言ったことが仮に間違っていたとしても、会議の場であのように叱責するという態度自体が、パワハラの定義である「優越的地位を背景にした業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの」だ。二重の意味で誤っていたと言わなければいけない。

記者 共産党の体質だという指摘もあるがどうか。

小池 共産党の体質ということではなく、ひとえに私自身の重大な弱点があらわれたという問題だ。

記者 共産党の地方議員などからも批判の声があがっているが。

小池 わが党はハラメントの根絶を掲げている政党だ。そういう点でやはり党员の中から批判の声が出るのは当然だと思う。党中央で重要な役割を担っている私のような者が、この問題をあいまいにしてはいけないと思っている。そういう点でも今回こういう形で全容について報告もさせていただいたし、処分という形できちんとけじめをつけるという対応がとられたということだ。

記者 書記局長と副委員長は上司、部下の関係にあるのか。



(写真) 記者会見する小池晃書記局長 = 14日、国会内

Will

3



もし西郷どんが「渡韓」していたら

安倍
総理へ

平昌五輪行つたらいかん!

百田尚樹
田北真樹子

貴乃花解任はまるで暗黒裁判

宗像紀夫

正義をかざす八角・池坊の薄っぺら黒鉄ヒロシ

「モンゴル」を許せば「プロレス」化する

古田博司

加計報道 朝日はなぜ

長谷川照
高山正之

虚に吠えたのか

「ニュース女子」問題 放送倫理検証委

潮 匡人

色つき判定で判決だなんて

門田隆将

パンダ可愛や、チベット悲し

有本香

広辞苑「台湾は中国の一部」は大ウソ

石平

はやレジェンドと囁かれる安倍政権

阿比留瑠比

明治百五十年 試練に立つ日本

中西輝政

トランプは倒せない——なぜ?

加藤良三 / 古森義久 288

北朝鮮「核の資金源」を追う

古川勝久 206

対北制裁の抜け穴 台湾 秘密結社「青幫」を疑え

深田萌絵 218

特集 二〇一八年 どうなる日本の景気

永濱利廣 / 飯田泰之 / 原 英史 225

ともちんの逆襲——!?

稲田朋美 / 聞き手 古谷経衡 198

もし西郷どんが「渡韓」していたら

松木國俊
外川 淳 162

アベも憎けりや、リフレも憎し

田中秀臣 130

沖縄は中国にあげたらいい! 惠隆之介

惠隆之介 252

前代未聞! 郵便遅配はなぜ起きたか

稲村公望 318

都合の悪い真実(本)を、顔のない脅迫者が抹殺する

真藤弘介 246

告発キャンペーン第二弾! ハフハラ 赤旗 押し売りの陰湿

鴨野 守 299

伊方原発運転差し止め決定 これは「司法テロ」だ!

奈良林直 324

「素人」裁判官が日本を滅ぼす

升田 純 330

カトリック・ドヌーブの常識

元週刊朝日編集長 川村二郎 279



表紙・目次イラスト・安田雅章

告発キャンペーン第二弾!

鴨野守
フリージャーナリスト

パワハラによる『赤旗』 押し売りの陰湿

購読を断ったその瞬間から、執拗な嫌がらせが始まった……

「赤旗」購入が突出している他県においても、是正の動きが広まることを切に願う次第である。

本誌二月号に掲載の拙稿「全都道府県調査レポート／県庁で『赤旗』購読の怪」は、県庁において、公費による日本共産党機関紙『しんぶん赤旗』の購入部数が他の機関紙に比べて圧倒的に多い実態を紹介したが、二月半ば、岡山県の自民党県議、波多洋治氏から連絡が入った。

波多氏は昨年九月の県議会で、同県の『赤旗』購入が突出している事実を指摘し、購読部数削減を強く申し入れていた。その結果、知事部局で共産党系の機関紙が九十七部だったが、二〇一八年四月からは十九部にまで減少。『社会新報』『公明新聞』も合わせて減ることになったという。

さて、『赤旗』は、日刊・日曜版合わせて約百二十万人の読者がいる。機関紙誌だけで収入が百九十三億六千三百万円。共産党の収入の約八六%を占める(二〇一四年分の共産党中央委員会政治資金収支報告書より)。年間二百億円弱の売り上げと二百二十万人の読者——日刊紙やスポーツ

紙、雑誌などの活字媒体が苦戦を強いられる今日、これらの数字は垂涎の的と言えよう。

だが、共産党の財政の大黒柱であるこの『赤旗』の売り上げの背後には、党員の多大な犠牲があり、三十万人党員の四倍もの読者の勧誘・獲得方法をめぐっては、各地の議会でも問題視されて、今なお、その議論は続いている。今月号では、その実態に迫る。

日曜版配達の手間賃三十円

「拡大・配達・集金をしているので『新聞屋さん』と呼ばれていたな。鍵をかけたバイクが配達中に三度も盗まれましたが、共産党地区委員会からは何の援助もない。自腹で配達用バイクを買いましたね」

埼玉県八潮市の豊田吉雄氏(七十歳)は九期、八潮市議を務めたが、そのうち八期を共産党市議として活動してきた。五年前、引き継ぎをしていた後任の共産党候補と軋轢が生じて、無所属で立候補して当選。共産党からは除籍処分となった。七十二歳までの実に四十数年間、地元で『赤旗』配達をしてきた。

一番多い時で、日曜版三百部を毎週金曜日の朝三時過ぎから六時半ごろまでかけて配達したという。

「八潮市議時代は、約五百人の職員がいる同役所で一番『赤旗』が多かった時は約百六十人が個人で購入していましたね。これを他の議員と手分けして、職員が来る前の七時半から八時まで配りました。通行証? ないない、顔パスですよ」

「係長、課長、部長職などのポスト

に就くと前任者がとって来ていたこともあって、お付き合いでとってくれました。日曜版は現在、ひと月八百二十三円ですが、前はもともと安かったの、読まなくてもとってくれましたね。共産党上層部から拡大のノルマが来て、これまで地域と職場などで三百部ほど拡大したな。でも、ご褒美はなかったよ」

配達だけでなく集金・勧誘も行った。日曜版の配達・集金でもらう手間賃を聞いて驚いた。わずか一部三十円という。

「日刊は党員が曜日ごとに手分けして配達していますが、配る人がなくて大変です。だって、若い党員が増えていない。私の周りでも三十代の党員はゼロ、四十代の党員はいても、活動しない。五十代の人の名前も聞かないな。全国で三十万人の党

員がいると公表していますが、あれは名前だけの人も含めてですよ。これ以上、人数を減らすことができないからね」

かつて共産党ナンバー4だった坂本秀世氏の著書「悩める日本共産党員のための人生相談」(新潮社)には、「赤旗」配達員の平均年齢は、もしくは今や七〇歳前後になっていくのではないだろうか」という質問が出るほど、若い共産党員はなかなか増えず、押し寄せる高齢化は深刻だ。そのため遅配・欠配は後を絶たない。新たな読者を獲得しても配達する党員からは歓声でなく、悲鳴が上がる有様。そのような窮状の中、共産党にとって役所は、まさに「黄金地帯」である。

配達・集金がきわめて効率的にできる。さらに、議員の立場を利用しにひとつの興味深いデータがある。川崎市が二〇〇三年に行った「政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査」(下記)。市の念頭にあったのは、共産党機関紙「赤旗」だった。その調査結果を以下に紹介したい。

係長級の職員三千六百八十七人に調査票を配り、そのうちの七八・七%が回答を寄せ、購読した人は五百八十七人だ。もし、一〇〇%の回答ならば、七百四十五人が「赤旗」を購読した計算になる。

ちなみに、二〇一六年度の川崎市の一般行政職員総数は六千九百七十五人。単純計算すると、千四百十人が「赤旗」購読者となる。

この数字が多いと感じる方もおられようが、鎌倉市では二〇一三年、共産党市議らにより、過去四十年以上にならわって「赤旗」の勧誘・配布が

ての勧誘で、これまた実に容易に「赤旗」拡大ができるからだ。

ちなみに、共産党の地方議員の数は二〇一七年十二月四日現在、二千七百六十四人(内訳は県議百四十九人、政令指定都市議員百五十六人、区議員百三十二人、市議千五百七十八人、町村議七百四十九人)。

彼らは日夜、血眼になって「赤旗」の拡大をしている。前述の豊田氏のように三百部拡大とまではいかずとも、上からの強い要請を受けて地方議員は一人で百部は拡大するだろう。西暦二〇〇〇年時点で、共産党の地方議員の数は四千四百五十五議席もあつた。

その当時の議員一人が議員在籍中に百部を拡大・継続すれば、四十万部から五十万部の「赤旗」読者が役所

を中心に生まれた計算になる(そんなに簡単に拡大できるのか、と思われる方もおられようが、私が世界日報社に入社した一九七九年春、新人研修の一環として、東京都杉並区永福町の住宅街を個別訪問して二週間四十部拡大した。大学教授や共産党の党員が当時、一部千円の「世界日報」の読者になってくれた。三十三歳から販売局の責任者を数年務めたが、その間、三百部以上の拡大もした。

その体験からすれば、共産党地方議員が、立場の弱い職員相手にひと月千円未満の「赤旗」日曜版を拡大するなど、朝飯前と言つてよい)。

圧力感じて、しぶしぶ購読

では、職員たちはどんな状況で議員の勧誘を受けたのだろうか。ここ

※設問の趣旨に沿った回答を集計したもの

調査票配布件数 3,687件
調査票回収件数 2,903件(回収率 78.7%)

- 問1 本市の市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けましたか?
ある 1,154件(39.8%)
ない 1,715件(59.1%)
無回答 34件(1.1%)
- 問2 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますか?
ある 891件(77.2%)
ない 255件(22.1%)
- 問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。その政党機関紙を購読しましたか?
購読した 587件(65.9%)
購読を断った 320件(35.9%)
- 問4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けましたか?
ある 139件(43.4%)
ない 181件(56.6%)
- 問5 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。その時の職位についてお聞きします。(複数回答可)
係長級 548件
副主幹 253件
課長級 256件
部長級 56件
局長級 7件

※重複回答及び無回答があるため、各設問の割合の合計は100%にならない。

行われてきて、市役所内で約五百部の購読があると報じられた。同年の市職員の数は千三百六十三人。実に、三人に一人以上の割合で読者になっていたわけだ。鎌倉市では共産党が最近まで最大会派であり、絶大な影響力を行使してきたという。

鎌倉での取り組みは神奈川県内の共産党員や市議の間で話題となり、横浜、川崎など他の市でも拡大に拍車がかかったことだろう。

職員を対象にした勧誘・拡大が全国で慢性的になされてきた証拠を福島県と兵庫県を例にしてあげたい。

福島県須賀川市議会が昨年六月、渡辺康平市議が「庁舎内で政党機関紙の配達・集金・勧誘が行われているが、これは庁舎管理や地方公務員法の観点から問題ではないか」と質問した。これを受けて、地元の東邦出版発

行の月刊誌『政経東北』が九月号で、①庁舎内での政党機関紙の配達・集金・勧誘の事実はあるか、②上記の事実がある(把握している)としたらそれは庁舎管理規則上問題ないのか——の二点についての県内調査結果を掲載している。

回答を寄せたのは八市。相馬市を除く七市がそうした事実はある、と回答。

②については、「福祉厚生側の側面がある」軽微なものであるため、規制対象にはならない」との回答だった。

同誌は、寄せられた県内の地方公務員の投書を掲載。役所内で管理職に昇進すると、すぐに共産党議員がやってきて購読を勧められ、嫌がらせを受けるのではないかとやむを得ず購読しているとして、「日本共産党は弱者の見方(原文)といったつつも、

公務員の弱みにつけ込んだ手法で自分のノルマを果たしているのじゃない。……個人の政治信条に反していても購読せざるを得ず、それが共産党の資金源になっていることは耐え難いと感じている公務員が大多数であると思われまう」と苦しい胸中を吐露している。

昨年はほかに、地方自治体での政党機関紙購読の報道が相次いだ。

『河北新報』六月二十一日付は、青森県むつ市の課長職以上の幹部職員九十五人のうち、約四割にあたる三十五人が共産党系市議の勧誘を受けて『赤旗』を自費で購入していたと報道。

『産経新聞』十二月五日付は、兵庫県加古川市役所で元職を含む複数の共産市議が少なくとも二十年以上前から、主に係長級以上の職員の執務室を訪問するなどして『赤旗』の購読

を勧誘してきたと報じた。

〈係長級以上の職員約750人のうち、現在は約100人が私費で購読しているという。ある幹部職員の男性は「10年ほど前に係長から副課長に昇格した際、共産市議から『昇格おめでとうございます。新聞いかがですか』と電話がかかってきた。議員と良好な関係を維持したいという思いで断ることができず、購読を続けている」と明かした(同紙より)

兵庫県稲美町でも、元職を含む共産町議が少なくとも約三十年前から執務室にいる幹部職員らに赤旗の購読を勧誘。現在は町長ら特別職を除く課長級以上の幹部職員二十九人のうち、約八割にあたる二十三人が私費で購読している、と『産経新聞』十二月十九日付が伝えている。

ある幹部職員は「特に読みたくな

いが、共産議員と良好な関係を築きたいと考え、十年以上購読している。ほかの職員も勧誘に応じていたので、そういう慣習だと思っていた」とコメントしている。

監視と無言の購読強制

それにしても、なぜ、これほどまでに大量の『赤旗』が役所に浸透しているのか。

その驚くべきからくりを、見事に分析したのが衆議院議員、杉田水脈氏である。彼女は著書「なぜ私は左翼と戦うのか(青林堂刊)」で、兵庫県西宮市の職員当時、赤旗購読を義務付けられた体験を赤裸々に描いている。

私は、職員の自宅より役所に配布する方が合理的なので役所が狙われ

ていると思っていたが、さらに共産党のしたたかな企みがあることを杉田氏は指摘している。

「毎週、各自の机の上に『しんぶん赤旗日曜版』が置かれることになりましたので、その人の机の上に赤旗がないのなら、その人が購読していないということがひとめでわかります。周知からすれば、『私はいいやいやながらも赤旗を購読しているのに、あの人はうまく逃げてとっていない。ずるい』ということになるわけです。これが相互監視の機能も果たし、無言の購読強制に繋がっていくのです。

こういう仕組みを共産党は、本当によく考え出しますよね」

杉田氏も係長昇進時に、共産党市議から「とりなさい」という威圧的な言葉に押されて購読したという。実は彼女が係長になる前、彼女の上司

の係長が「とらない」と宣言した。すると、その後「とんでもない『報復』を受けることになった」のである。

「購読を断ったその瞬間から、その係長を含むその部署の職員全員に、共産党の市議による執拗な嫌がらせが始まったのです」

たとえば、すごく難しい資料を出せ、という要求が来る。苦勞してようやく提出するとすぐに「別の資料をよこせ」と違う注文が入る。これまた、大変難しいものだったりする。

こうして職員をへとへとにさせるのが、共産党の手口だと杉田氏は指摘し、こう続ける。

「その激務の原因は、しんぶん赤旗をとらない係長の存在であると、周りに自覚させるのです。批判を共産党ではなく、しんぶん赤旗をとらない係長に向けさせる。ずいぶんと巧

妙なやり口だと思ったものです。

この時、別の上司がこう言いました。「杉田さん、これが共産党の嫌がらせやで。係長になったら、しんぶん赤旗をとらなければあかんのや」

その口ぶりは、まるで逃れられない宿命であると断言しているように生した。あの絶望感に満ちた言葉は生涯忘れられませぬ」

日本共産党は、「政党交付金は国民が納めた税金を支持していない政党に回される憲法違反の強制献金制度だ(宮本顕治・元名誉議長)として、政党交付金の受け取りを拒否している。

一方で、共産党は全国の多数の公務員から「支持していない政党機関紙の購読を通じての強制献金制度」を強いているわけだ。「人権を守れ!」と

叫ぶ政党が、多くの公務員の人権を踏みにじっている。「赤旗」百二十万読者には、こうした怨嗟の声をつぶやく多数の読者(しかも、読まない読者)が含まれているのだ。

議会事務局が集金代行

須賀川市の渡辺康平市議が二〇一七年六月にこの問題を取り上げたのは、市役所が仮設から新庁舎に移って一カ月弱の時だった。渡辺氏は仮設庁舎の頃、勤務時間中にかかわらず政党機関紙の配達・集金・勧誘がなされていたが、新庁舎ではどう対応するのかと質問。

行政管理部長は「新庁舎の利用マニュアルに従い、執務エリア外や勤務時間外で行わせるなど業務に支障を来すことのないよう対応する」と明

言した。

また、この時の渡辺氏の質問で、二〇一五年九月十八日以降、議員報酬から、『赤旗』日曜版の集金代行を議会事務局が行ってきたのを中止に追い込んだのである。

これは共産党市議の申し出により始まったとされるが、非常識な申し出をする議員も問題だが、これを受け入れた議会事務局のセンスも大いに疑われる。

渡辺氏は私にこう訴えた。

「本来、政党機関紙の配布・集金は個人宅で行われるべきであり、勧誘についても庁舎外で行われるべきです。職員が個人でどの新聞を購入したとしても、それは個人の思想信条の自由です。しかし、国民・市民の税金で建設された庁舎内で勧誘・配達・購読・集金が行われることは、

たとえ勤務時間外であっても認められるものではありません。こうした古い慣習というものは改められるべきです」

悪習慣を断ち切る動き

二〇一四年六月、兵庫県伊丹市では佐藤良憲市議が、『赤旗』を市庁舎内で勧誘・配布・集金等を行うのを黙認することは、事実上特定政党の政治活動を支援し、結果として政治献金を行っている側面が否めない、と質問。

市総務部長は、「厳格に対応してまいります」と答弁した。佐藤氏によれば、その後、庁舎内での物品販売が禁止になり、新規の勧誘等がなくなつた。それまで共産党事務員が行っていた配達や集金が禁止され、今は共

産党の議員が執務室外で集金を行っているという。佐藤氏は引き続き厳格な対応を求めていく考えだ。

埼玉県春日部市では二〇一四年九月、井上英治市議がこの問題を取り上げた。市幹部は、「執務室内では(新聞を含む物品の)勧誘・配布は認めない」と答弁し、市議らの執務室での勧誘を認めない方針を明らかにした。

全国の自治体に、『赤旗』勧誘・配布などの実態調査を求める陳情書を発送するなど、精力的にこの問題の是正を訴えてきた人物に、福岡県行橋市の小坪慎也市議がいる。同市の調査で、二〇一四年九月には管理職百五十四人中、約七割にあたる百五十九人が、二〇一七年三月には百五十九人中約四割の六十九人が『赤旗』を購読しているという。

小坪氏は同年三月議会で「公共施設内での政党機関紙の勧誘・配布・集金について、禁止すべきであると考えているが、どうか」と市長に質問。

田中純市長は、「他の自治体でも既に禁止されている状況等々もあるようでございますので、本市においても、今後は禁止の方向で検討してまいります」と答えた。

六月議会で小坪氏が、具体的な内容に踏み込んで聞くと、総務部長は同年四月一日付で改定した市庁舎内管理規則に触れて、「政党機関紙等の新聞も含む物品の販売、勧誘などの営業行為、ビラの配布は、許可申請が必要であり、また勤務時間内と執務室内での行為は、許可はしていない」と述べた。

これまで放置されていた勧誘行為などに、一定の縛りをかけたわけでのケースが成功した理由はなんだったのでしょうか。

「やはり根回しは必要ですね。共産党と与党とする市長は少ないが、公明党と与党とする市長は多いです。市長は『赤旗を禁止すること』（公明新聞を発刊する）公明党に迷惑がからないか」と考えます。そこで公明党には『共産党の資金源がパワハラによる赤旗押し売りによるもの』を追及する意義を説いて協力を仰ぐべきです。

また、政党助成金やブラック企業を批判しながら、パワハラによって金儲けをしていることは悪質だということも説かなくてはなりません。

実際、鎌倉市議会では私の質問で市長が赤旗禁止に言及した際、共産党が、公明党に『協調して販売禁止に反対しよう』と持ちかけたが、公明党

ある。

なぜ鎌倉市は成功したか

最後に、共産党の影響力が強く、四十年にわたって市議会で『赤旗』の配達・集金・勧誘が行われてきた鎌倉市において、この問題を取りあげて画期的な改善をもたらした上島寛弘・前鎌倉市議（現在は神戸市議）にインタビューした。

——上島市議が二〇一三年九月、十二月と、『赤旗』問題を質問し、市長が二〇一四年四月から「禁止を検討したい」と答弁したが、その後、どのように変化しましたか。

「庁舎管理規定を改正し、勧誘が禁止となりました。これまでに購読していた職員も継続購読を打ち切り、

市役所内の職員のデスクに行っても見ることはなかったですね」

——取り組みについての評価は？

「鎌倉市の取り組みとしては満足するものでした。全国の自治体が鎌倉方式として参考にしていた点もありがたい。ただ、自民党本部から都道府県連に赤旗問題について取り組むように通知があったが、党本部としては情報収集不足もあり、通知するだけで終わっており残念」

——当時この問題で、市民から抗議の電話、FAXなどが市に届いています。

「市や各議員それぞれに抗議があったことは、当局を動かす端緒になったと考えます」

——ほかの市議会でも同様の質問がなされながら、なかなか進展しなかったところもあるようです。鎌倉

の議員は私に理解をしていただき、共産党の誘いを一蹴しました。

また、共産党と同じく左派系の会派や議員にも、共産党による職員への新聞押し売りはおかしいと考える方々がいるので、議員という優位的地位を利用して売りつけるのは、労働安全衛生やコンプライアンスの観点から正すべきであり、パワハラ・スメントなので解決すべき課題だと説くことは重要です。くれぐれも主義主張、思想に触れず、自民党による共産党叩きではない、労働者の職場環境を健全にするためと一貫して取り組むことが大事です。

特に私はマクドナルド人事部に勤務していた経験があり、労務管理のプロであると他の議員がみていたので、上島議員が労務管理上、改善すべきというのならそうだろうと考え

る議員は多かったです。

私が赤旗問題を取り上げたのは行財政改革を妨害する労組（鎌倉市の労組は共産系）と共産党を排除することが行革の近道だったからです。おかげさまで、違法な給与の支払いも是正され、再任用されていた労組委員長も退職し、市役所に四十年あった労組の事務所や労組掲示板は撤去され、保育施設がつくられることになりました」

二十年後に『赤旗』消滅？

一九八〇年、ピーク時は日刊・日曜版合わせて約三百五十五万部あった『赤旗』も、今では約百二十万部。毎年、約六万五千部が減少したこととなる。単純計算すれば、あと二十二年で『赤旗』は消滅する――。

●告発キャンペーン第二弾!

日本共産党は即刻、議員の立場を利用して勤誘をやめるべきだ。いやいやながら購読している公務員一人一人に詫言を入れて回り、購読は自身の自由意思に任せると伝える(もちろん、「絶対に嫌がらせなどしない」との断りも入れる)。

一方、機関紙の配達をする党員の福祉厚生を充実させる。このようにして「国民から愛される共産党」になれば、地方議会で問題視されることもないだろう。

だが、果たしてこの提案、「赤旗」販売株式会社の名を持つ日本共産党幹部の耳に届くであろうか。

からの要約
一九五五年、富山生まれ、金沢大学教育学部卒業。「世界日報」記者時代、校長室で国会でも議論となった広島島の教育問題を二年半にわたって取材し、「広島島の教育はなぜ停滞したか」「広島市の公立教育の再生の道はあるか」といふ二冊の「世界日報」にまとめて、大きな反響を呼ぶ。「世界日報」に「万博体検入校」して取材するなど、体当たりでの取材を得意とする。

〈今回取材に協力していただいた六人の方々〉





陳情第 3 号

令和 5 年 3 月 20 日

盛岡市議会議長 様

住所 岩手県盛岡市

氏名 政策立案有志市民会 安部茂樹



連絡先

盛岡市議会に提出された請願・陳情等の議会ホームページでの公開を求める陳情

陳情 趣旨

私たち市民が地方行政・議会に関心を持ち、市政及び市議会に参加し、意見、提言する場合、請願・陳情は有効な手段であり、また法律上の権利として保障されています。

そして、市民が請願・陳情を作成するにあたり参考にするのが過去に提出された請願・陳情です。

現在のところ市議会において市民が過去に市議会に提出された請願・陳情の閲覧を希望する場合、一部請願を除き、議会事務局に開示請求の手続きを行わなければ閲覧はできず、議会事務局及び市民の時間的及び経済的負担は少なくありません。

従来の手続きでの閲覧は、インターネットが普及する前の時代であればいざ知らず、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の議論が進んでいる昨今、ホームページ上での一律公開は、早期に実現可能な市民の市政参加の促進、議会情報へのアクセスの利便性向上、市政及び市議会への関心を高める方策として有効かつ有益と考えます。

議会への市民参加を促す観点から、他の地方議会において請願や陳情はホームページ上で公開され、いつでも誰でもどこからでも何度でも閲覧できるよう整備されています。

一例として、茨城県議会では採択・不採択に関わらず、請願を公開し、埼玉県和光市議会は請願、陳情ともに採択・不採択に関わらず公開しています。

本陳情は、盛岡市議会基本条例第 2 条（議会の活動原則）「(2) 市民に開かれた議会を目指す中で、市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること、(4) 市民にわかりやすい議会運営に努めること」並びに同条例第 6 条（情報の公開）「議会は、全ての会議を原則として公開することとし、市民に対し積極的に情報発信するとともに、説明責任を果たすことで、その透明性を高めるよう努めなければならない。」と規定された法的要請の履行と考えます。

市民が簡易に請願、陳情、採否理由を閲覧できるよう整備することは、選挙のみで議会任せにせず、行政行為や議会活動全般に対して、自分事として市政参加し、住民自治と団体自治で構成された地方自治の社会的基盤強化の点で必要不可欠と考えます。

同時に市民から提出された請願・陳情を取り扱う議会活動の透明性を高める姿勢が市民に広く認知されることは、市民と市議会の信頼性を高め、市民に開かれた議会を有する市民であることへの誇りになると考えます。

以上より、市政への市民参加の基盤として、請願・陳情の公開を陳情します。

陳情 事項

盛岡市議会において、過去に提出された請願、陳情、採否理由の全文を市議会ホームページ上で公開すること（ただし、希望者を除き、提出者の個人情報原則除く）